

利付国債

平成29年6月30日現在

1. 商品名	・利付国庫債券	
2. 販売対象	・個人、法人のお客様	
3. 期間	・10年	
4. 発行時期	・毎月1回	
5. 購入方法	購入金額	・額面5万円以上5万円単位
	経過利子	・ご購入に際し、経過利子の払込みが別途必要となる場合があります。 (発行日から利払日までの期間が6ヶ月に満たない場合に、保有期間相当分の利子を調整するもので、利払日には半年分の利子が入金されます。)
6. 利息	適用利率	・発行時の利率が償還日まで適用されます。
	利払方法	・年2回の利払日(半年ごと)に、ご指定の預金口座に入金いたします。
	税金	個人のお客様に対する課税 ・利子に対し、20%(国税15%、地方税5%)の源泉分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法令に定められた条件を満たす個人のお客様は、マル優・マル特のお取り扱いもできます。 法人のお客様に対する課税 ・国債の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税にかかる所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。
7. 償還方法	・償還日に額面金額で一括して支払われます。	
8. 中途換金時の取扱い	・国債は、満期前でも売却し、換金することが可能です。 <b>ただし、国債の売却価格は国債市場の状況によって決まりますので、売却価格が購入時よりも低く(高く)なっている場合には、売却損(益)が出る事となります。</b>	
9. 手数料	・口座管理手数料は1ヶ月当たり100円です(別途消費税がかかります。)毎年3月に1年分を後払いしていただきます。	
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ <b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～16時30分、Tel0120-500-430)にお申し出下さい。 ・ <b>紛争解決措置</b> 公益社団法人民間総合調停センター(Tel06-6364-7644)、または東京弁護士会(Tel03-3581-0031)、第一東京弁護	

	<p>士会(Tel03-3595-8588)、第二東京弁護士会(Tel03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、Tel03-3517-5825)または直接各仲裁センター等にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス室」にお尋ね下さい。</p>
11. その他注意事項・リスクについて	<p>・国債の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では国債価格は下落(利回りは上昇)し、逆に金利が低下する過程では国債価格は上昇(利回りは低下)することになります。したがって、<b>償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。</b></p> <p>・国債の発行体である日本国の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。</p> <p>・国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。</p> <p>・ご購入代金は、お申込時点で払い込みいただきます。</p> <p>・一度約定したお取引の取り消しは原則できません。</p> <p>・国債は預金商品ではありませんので、預金保険の保護の対象とはなりません。</p> <p>・国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。</p> <p>・募集期間や販売条件については、窓口でお問い合わせ下さい。</p>